

令和 8 年度 佐久市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務
プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第 1 条 令和 8 年度 佐久市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務プロポーザル（以下「計画改定」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和 8 年度 佐久市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 審査委員会は、業者からの企画提案について別に定める基準に基づき、審査及び評価を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審査委員会は、次に掲げる委員 7 人で組織する。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____
- (6) _____
- (7) _____

2 委員は、市長が選任する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、選任の日から企画提案の審査及び評価の終了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審査委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、佐久市建設部都市計画課に置く。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和8年8月31日から施行する。